

病児保育事業について

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認められた者へ委託等も可）		
5 実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれかが1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績 (H26年度) *交付決定ペース	1,271か所 <small>(病児対応型698か所、病後児対応型573か所) (延べ利用児童数 約57万人)</small>		
補助率	国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3 （子ども・子育て支援交付金：H28年度予算 982億円の内数）		

- 質の改善（平成27年度～）
- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
 - 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。
- 送迎加算（平成28年度～）
- ①及び②において、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合には、看護師等雇上費等を補助する。

備考13：新年度保育事業に係る要件の緩和（厚生労働省）

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲

<アンケート結果(市町村)>

①権限移譲された場合の実施体制について

選択肢	一時預かり事業	病児保育事業
整っている	2 団体 (2.1%)	0 団体 (0%)
整っていない	75 団体 (79.8%)	74 団体 (78.8%)
回答できない	17 団体 (18.1%)	20 団体 (21.2%)
計	94 団体 (100%)	94 団体 (100%)

②市町村からの主な意見

○一時預かり事業及び病児保育事業

届出受理の事務を行うノウハウを有しない・・・約7割

立入検査を行うノウハウを有しない・・・約8割

○複数の自治体から事務負担及び公平性・中立性・客観性に関する懸念が表明された。

○小規模な町村の中には、「一人の職員が子育て関係全般を担当している状況」や、「歳出予算上の性質の違いによる支障」に関する懸念も上げられた。

○一方で、一部自治体からは「例規の整備や人員の配置など事前の準備期間を要するが、整えば可能である」や「移譲される場合は適切な周知及び引継ぎ期間を設定してほしい」といった前向きな意見もあった。

○また、「児童福祉施設全体を見渡した認可、指導、検査権限の主体に関する考え方や実施体制に関する整理が必要」との意見もあった。

③支障を解消するために必要な方策

選択肢	一時預かり事業	病児保育事業
適切な引継ぎ	48 団体 (51.1%)	45 団体 (41.9%)
技術的支援	65 団体 (69.2%)	64 団体 (68.1%)
人員・財源の支援	65 団体 (69.2%)	64 団体 (68.1%)

<アンケート結果（都道府県）>

①事務処理特例の実施状況

一時預かり事業・・・5団体（11%）

病児保育事業・・・1団体（2%）

②権限移譲された場合の支障の有無

選択肢	一時預かり事業	病児保育事業
支障はある	4団体（8.5%）	4団体（8.5%）
支障はない	43団体（91.5%）	43団体（91.5%）

③都道府県からの主な意見

○「支障はない」と回答した自治体からは特段意見がなかった。

○「支障はある」と回答した自治体からは、

- ・市町村がノウハウを有しない
- ・全国一律ではなく地方の実情に応じた「手挙げ方式」や「条例による事務処理特例制度の活用」での移譲が望ましい
- ・事業実施者は市町村であり、委託者としての市町村の事務も検査の対象となるため、適正な検査が実施できない
- ・規模の小さな市町村では、届出元と届出先と検査を行う部署が同一となる場合があり、けん制機能が働かない

といった意見が寄せられた。